

建設委員会記録

開催日時 平成28年12月13日(火) 13:03~15:16

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

乾 浩之 委員長
田尻 匠 副委員長
井岡 正徳 委員
大国 正博 委員
清水 勉 委員
岩田 国夫 委員
太田 敦 委員
国中 憲治 委員
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 加藤 県土マネジメント部長
金剛 まちづくり推進局長
西川 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

- 議第 93号 平成28年度奈良県一般会計補正予算(第3号)
(建設委員会所管分)
- 議第 94号 平成28年度奈良県流域下水道事業費特別会計補正予算(第1号)
- 議第 96号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 97号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
(建設委員会所管分)
- 議第 99号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(建設委員会所管分)
- 議第100号 奈良県職員に対する退職手当に関する条例及び県営水道の業

務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (建設委員会所管分)

議第104号 流域下水道維持管理費等市町村負担金の徴収の変更について

議第105号 道路整備事業にかかる請負契約の締結について

議第107号 紀寺県営住宅ほか12団地及びそれらの共同施設の指定管理者の指定について

(2) その他

<会議の経過>

○乾委員長 ただいまから建設委員会を開会します。

本日の欠席者はおられません。岩田議員が少しおくれるとの連絡を受けています。

まず、常時出席を求める理事者の変更についてであります。

今般の組織見直し等により、出席要求する理事者を変更する必要が生じたので、お手元に配付しております資料のとおり変更し、出席を要求しておりますので、ご了承願います。

本日、傍聴の申し出があれば、20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、県土マネジメント部長、まちづくり推進局長、水道局長の順に説明願います。

○加藤県土マネジメント部長 県土マネジメント部所管の提出議案について説明申し上げます。

まず、補正予算から説明します。

資料「平成28年12月定例県議会提出予算案の概要」の7ページ、県土マネジメント部所管の事業については、11効率的・効果的な基盤整備に集約されています。今回の補正予算ですけれども、国の2次補正予算に対応するものです。県土マネジメント部全体で

総額71億8,080万円計上しています。内容について、順次ご説明いたします。

まず、11効率的・効果的な基盤整備の道路改良事業ですけれども、国道168号王寺道路において、道路の拡幅、無電柱化といった工事に着手するほか、国道168号の阪本工区や県道結崎田原本線といった路線で道路整備を推進してまいります。

橋りょう耐震補強事業では、国道168号の大川橋及び県道高野天川線の中原橋で耐震補強工事を推進してまいります。

道路災害防除事業では、国道168号のほか7路線でのり面の対策工事を前倒しして実施してまいります。

道路施設老朽化対策事業は橋りょうやトンネルの補修工事を実施してまいります。

道路舗装補修事業では、国道369号ほか12路線で舗装補修工事を前倒しして実施してまいります。

奈良中心市街地の交通対策事業では、JR奈良駅前の駐車場の利用促進を図るために、三条大路に設置している駐車場の案内システムの改良を行ってまいります。

観光案内サイン整備事業では、観光客への案内誘導を親切でわかりやすいものとしていくために、大宮通りの主要交差点等において、歩行者系の案内標識を設置してまいります。

(仮称)京奈和自転車道整備事業では、京都府、奈良県、そして和歌山県を結ぶ、仮称ですが、京奈和自転車道の路面の標示や舗装の工事を推進してまいります。

通学路の安全対策事業では、通学路の交通安全を確保するため、県道奈良精華線、県道榛原菟田野御杖線において、歩道整備を前倒しして実施してまいります。

歩道におけるバリアフリー整備事業ですが、県道奈良名張線、国道166号において、奈良市あるいは葛城市のバリアフリー基本構想に基づき、歩道の段差解消、点字ブロックの設置、歩道の整備といったバリアフリー化を実施してまいります。

大和川流域総合治水対策事業では、秋篠川の河川の拡幅工事を推進するほか、17河川においても河川改良を推進してまいります。なお、長期間を要する工事については、あわせて来年度以降の債務負担行為をお願いしています。

南部東部地域河川改良事業ですが、紀の川等で流下能力向上に向けた河川改良工事を実施してまいります。この事業についても、長期間を要する工事について、あわせて来年度以降の債務負担行為をお願いしています。

補助ダム堰堤改良事業ですが、天理ダムにおいて、新たな放流管を設置する工事を推進してまいります。

通常砂防事業では、生駒市の神田川において溪流保全工を前倒しするなど、9カ所で砂防事業を推進してまいります。

地すべり対策事業では、宇陀市桧牧東地区において集水井戸の工事を前倒しするなど、2カ所で地すべり対策事業を推進してまいります。

急傾斜地崩壊対策事業では、十津川村上野地地区において、のり面工を前倒しするなど、5カ所で急傾斜地崩壊対策事業を推進してまいります。

9ページ、12その他の給与改定に伴う増額です。人事委員会からの勧告を踏まえ、給与の改定をお願いしています。増額となる全体ですが、9億9,927万円余のうち、県土マネジメント部及びまちづくり推進局に関するものは4,886万円です。

10ページ、繰越明許費の補正です。新規は道路橋りょう整備事業からダム建設事業までの5つが県土マネジメント部の事業です。補正予算を活用した工事について、適正な工期を確保するため繰越明許費の補正をお願いするものです。

12ページ、債務負担行為の補正です。まず追加の河川改良事業に係る契約ですけれども、先ほど補正予算を説明しましたが、規模の大きなこの河川改良事業については工期が長期にわたることから、来年度以降の債務負担行為をお願いするものです。次に変更の公共土木施設災害復旧事業に係る契約ですけれども、本年9月の台風12号により被災をした箇所の災害復旧工事について、適正な工期を確保するため債務負担行為の変更、増額をお願いするものです。

13ページの奈良県流域下水道事業費特別会計補正予算は、繰越明許費の補正で、新たにお願いするものです。今回の補正予算に係る事業執行ですけれども、適正な工期を確保するため繰越明許費の補正をお願いするものです。

今回の補正予算に係る公共事業についてご説明しましたけれども、お手元に参考資料を配付しております。主要な事業について記載したもので、説明は省略します。後ほどごらんいただければと思います。

補正予算の説明は以上です。

続いて、条例の改正の関係について説明します。

「12月定例県議会条例」説明資料の3ページ、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例です。これは、地方自治法に基づき、市町村と調整が整った事務について、知事の権限に属する事務の一部を市町村がかわって処理できるように所要の改正を行うものです。

県土マネジメント部に関係するのは、要旨の2事務を処理する市町村の追加です。国有財産法及び河川法で定める準用河川の国有地への立ち入り及び境界確定に関する事務について、その権限を移譲する市町村に王寺町を追加するものです。

具体的には、4ページに新旧対照表があります。上段に改正案を記載しています。今回権限を移譲しようとする事務、準用河川内への国有地への立ち入り等に関する事務が五に相当しますけれども、この五の下にあるように、川西町の次に王寺町を追加するものです。

条例についての説明は以上です。

続いて、流域下水道の維持管理に係る市町村負担金と契約の締結について説明します。

「平成28年度一般会計特別会計補正予算その他」の134ページ、議第104号、流域下水道維持管理費等市町村負担金の徴収の変更についてです。流域下水道の維持管理費に係る市町村負担金について、下水道法第31条の2の規定により議決をお願いするものです。

市町村の負担金については、汚水量ごとに3つに区分した料金体系としていますが、平成27年度にそれぞれ1立方メートル当たりの単価を2円引き下げる改定をしました。それを今回、改めて定める時期になりました。前回は平成27年度、平成28年度でしたので、平成29年度、平成30年度の料金を定めることとなりますけれども、この負担金収入の算定の基礎となる汚水量が人口の減少等により、平成26年度から減少傾向に転じていることもあり、前回は2円引き下げました。今後2年間については、現行料金のまま据え置きたいと考えています。2年前に定めた現行料金の適用期間が、平成29年3月までとなっていますので、これを2年間延長して平成31年3月までと改めたいというお願いです。

135ページの議第105号、道路整備事業にかかる請負契約の締結についてです。工事名は、一般国道169号高取バイパス（仮称）清水谷トンネル工事（社会資本整備総合交付金事業（道路改良））です。本工事は、県中南和地域から京奈和自動車道御所インターチェンジへのアクセス道路となる一般国道169号高取バイパスの中の延長635メートルのトンネル工事となります。工事場所は、高取町松山から清水谷、工事期間は契約締結の日から平成31年1月31日まで、契約金額は16億5,581万640円、契約の相手方は戸田・高崎特定建設工事共同企業体です。

県土マネジメント部所管の提出議案は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○金剛まちづくり推進局長 まちづくり推進局所管の提出議案について説明します。

資料「平成28年12月定例県議会提出予算案」の4ページ、国の補正予算に対応して県予算として実施するものですが、ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業です。大宮通り新ホテル・交流拠点において、ブランドホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備を推進するというので、特に駐車場施設の実施設計及び工事を行うものです。

3観光の振興、奈良公園施設魅力向上事業です。(仮称)登大路バスターミナルの施設整備について、平成30年度完成に向けて進捗を図っていくものです。

新規事業の興福寺中金堂落慶を契機とした奈良公園誘客促進事業です。平成30年度の興福寺中金堂の落慶を契機として、奈良公園を基点に、周辺商店街からならまち、それを一帯の観光エリアとして位置づけ、経済効果の高い周遊型また滞在型の観光誘客を図っていくとするものです。

6ページの9景観・環境の保全と創造、奈良の彩りづくり事業(馬見丘陵公園)です。この公園の魅力向上のための花壇整備を引き続き行い、花のパノラマ景観の創出を行いたいというものです。

7ページの11効率的・効果的な基盤整備、街路改良事業です。まちづくりに資する事業として、奈良橿原線の整備を進めたいと思います。

次に、新奈良県総合医療センター関連道路整備事業です。これは、アクセス道路として石木城線の整備を進めるものです。

次に、新奈良県総合医療センター周辺道路改良事業です。これは、城廻り線の整備を進めるものです。

8ページ、都市公園整備事業です。これも補正に合わせ、馬見丘陵公園において、公園管理のため、多目的に利用できるサービスヤードを整備をするものです。

10ページ、繰越明許補正の新規です。まちづくり推進局の事業は、ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業、奈良公園施設魅力向上事業、平城宮跡の利活用推進事業、奈良の彩りづくり事業、街路事業、都市公園整備事業です。

いずれも国の補正予算の執行に当たり、所要の事業期間を確保したいということで、繰越明許費補正をお願いしているものです。

12ページの債務負担行為補正の追加、紀寺県営住宅ほか12団地及びそれらの共同施設指定管理事業です。これは、記載の県営住宅とそれらの共同施設の管理を指定管理者に行わせるために、記載の期間・限度額で債務負担行為の追加をお願いするものです。

以上で補正予算についての説明を終わります。

続いて条例です。

「12月定例県議会条例」説明資料の1ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。知事の附属機関として、有識者で構成する平城宮跡歴史公園指定管理者選定審査会を設置するため、条例の一部について所要の改正を行うものです。

条例については、以上です。

最後に「平成28年度一般会計特別会計補正予算その他」の137ページ、議第107号、先ほど説明しました紀寺県営住宅ほか12団地及びそれらの共同施設の指定管理者の指定についてです。施設名については記載のとおり、指定の相手方は株式会社東急コミュニティー、指定の期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までです。

まちづくり推進局所管の提出議案は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○西川水道局長 水道局所管の議案について説明します。議案は条例案2件です。

「12月定例県議会条例」説明資料の6ページ、議第99号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例です。

水道局所管分については、11ページの第4県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正です。人事委員会の勧告に基づき、知事部局と同様に扶養手当の改定を行うもので、具体には、企業職給料表9級の職員に対しては扶養手当を支給しないこととする改正です。また、その他、所要の規定の整備を行うものです。

13ページに新旧対照表を記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。施行期日は、平成29年4月1日としております。

なお、6ページ以降に記載の人事委員会の勧告に準じた給料表の改定等については、水道局の職員についても同様の取り扱いとなりますが、水道局所管の条例及び企業管理規程で知事の事務部局の職員の例によると定めていることから、水道局所管については、この給料表の改正等に伴う条例の改正はありません。

続いて、14ページの議第100号、奈良県職員に対する退職手当に関する条例及び県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例です。

水道局所管分は、15ページの2県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正です。これについても、知事部局に準じて改正するものです。具体には、雇用保険法の改正に伴い、従前の広域求職活動費が求職活動支援費に改められ、

求職活動に伴う費用の対象が拡充されたことから、これに相当する金額を退職手当として支給するものです。新旧対照表は、17ページに記載しております。施行期日は、16ページに記載しておりますが、平成29年1月1日から施行としております。

以上が水道局所管の議案です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○乾委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については、後ほど質疑を行いますので、ご了承願います。

○清水委員 ご説明いただいた中で、議第97号の条例改正ですが、委任する機関に王寺町を加えるというお話でした。私の記憶では、王寺町には、現状、準用河川がないと思うのですが、準用河川が存在しなくとも事務委任をするという理解でいいのですか。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） 委員がおっしゃったように、王寺町には準用河川はないと認識しております。ただ、仕組みとしては、今後準用河川が出てきたら、できるということになると思います。

○清水委員 私の理解が間違っているのかもしれませんが、河川から下水の雨水幹線に指定をして、準用河川を廃止をしているのです。現状、王寺町内に準用河川が新たにできるということは、可能性があるのですか。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） 具体的に、例えば一級河川が準用河川にということ、理由は今、想像できませんが、可能性もあるのではないかと思います。

（「想定外のことを言うたんや」と呼ぶ者あり）

○清水委員 これは常識的な話として、一級河川が準用河川になるとなれば、河川法の法手続上の問題が多々出てこようかと思うのですけれど、準用河川になるということは、県管理のものが市町村管理におけるといことです。現状、一級河川が通っているのは国管理の大和川、葛下川、この2川しかないわけです。葛下川は県管理、下流部分については河川法施行令第2条第7項による管理があり、現実問題として王寺町に管理委任することが生じるかどうかは、一部分、例えば草刈りであったりという可能性はあると思うのですが、全てを町に委任することは、現実可能なかどうか想像がつかないのですけれど、具体的にどういう手続をされるのかも含めてお教えいただきたらと思います。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） 今、具体的にどこでどうという案件はありませんが、例えば、県の管理している河川の整備をするに当たって、バイパスを整備するなどといった場合に、もとあったものを準用河川にというのはあり得ると思いますが。

○清水委員 詳細について、また具体の例について教えていただきたいと思いますので、

よろしく申し上げます。

○乾委員長 河川政策官、また説明をよろしく申し上げます。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） はい。

○太田委員 議第107号ですが、県営住宅の指定管理について議案として上げられています。株式会社東急コミュニティーが指定管理をするということですが、説明を受けた中で、選定の理由として幾つかあるのですけれども、例えば単身高齢者への見守り訪問や地域包括支援センターとの連携など、高齢者への住居サポートを充実させる提案があるとか、あるいは各団地の自治会と定期的な協議会の開催など、自治会とのコミュニケーションや連携を深める提案があると。また、修繕費の余剰金を活用した空き住戸の改修、バリアフリー化など、入居率の向上に向けた独自の提案があると。こういった選定理由で今回提案がされているのですが、本来どこの県営住宅であってもこういうサービスはあるべき姿ではないかと思いますが、現在、近鉄住宅管理株式会社が指定管理になっているところ、それから県の管理になっているところでは、こういうサービスはどうなっているのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○大島住まいまちづくり課長 県営住宅の指定管理の変更に関連し、現状、県営住宅の管理がどのようになっているのかという質問をいただきました。

ご指摘いただいた、高齢者向けの居住サポートなども、実際には、例えば認知症の予防のための講習会をやっていたり、あるいは見守りとして定期的に県営住宅の入居者の方々を訪問したりといった取り組みもなされております。それから、自治会とのコミュニケーションも、これは当然ながら、ある一定の部分、例えば自治会に対していろいろな課題、ご要望を伺ったりということは基礎的なところとして近鉄住宅管理株式会社でも株式会社東急コミュニティーでも行われています。今回、選定の理由として上がっているところは、そういった取り組みをさらに充実させるというご提案がありましたので、その点を評価したということです。以上です。

○太田委員 きのうちも山村議員が一般質問を行ったのですが、今、高齢者や低所得者の方々が本当に安心して暮らせる住まいを皆さん求められていると思うのですけれども、県内の県営住宅の入居者の構成年齢は60歳以上の方が44.3%で、先ほど申し上げた選定理由となっているサービスは、どこの県営住宅においても求められるものだと思います。

とりわけ、例えば大和高田市の奥田団地と高田東団地、一つは県の直営で、一方では株

式会社東急コミュニティーということで、同じ県営住宅でありながらサービスに差が生じることは、本来あってはならないと思いますので、その点ぜひ県の管理、それから近鉄住宅管理株式会社の管理においてもこうしたサービスの充実に向けて取り組んでいただきたいと思います。

質疑は特に行いませんが、日本共産党県議団は、これまで大宮通りの新ホテル・交流拠点、それから（仮称）登大路バスターミナルについては反対をしておきました。今回、一般会計の補正予算については認められないことを表明しておきたいと思っています。以上です。

○乾委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○井岡委員 自由民主党は、全ての議案に賛成します。

○大国委員 公明党も、全ての議案に賛成します。

○清水委員 日本維新の会ですが、代表質問でも行ったとおり、今回の人事委員会勧告の内容について疑義があると思っています。したがって、給与等の改定の部分について、反対を表明します。以上です。

○太田委員 先ほども申し上げましたが、議第93号については、反対します。以上です。

○乾委員長 ただいまより付託を受けました各議案について、採決を行います。

議第93号中・当委員会所管分、議第99号中・当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をします。

まず、議第93号中・当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。起立多数であります。よって、議第93号中・当委員会所管分は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議第99号中・当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。起立多数であります。よって、議第99号中・当委員会所管分は、原

案どおり可決することに決しました。

次に、残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。議第94号、議第96号、議第97号中・当委員会所管分、議第100号中・当委員会所管分、議第104号、議第105号及び議第107号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。議第94号、議第96号、議第97号中・当委員会所管分、議第100号中・当委員会所管分、議第104号、議第105号及び議第107号については、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

まず、県土マネジメント部長から、国による紀伊山地の大規模災害対策における計画段階評価の実施ほか3件について報告したいとの申し出がありましたので、説明願います。

○加藤県土マネジメント部長 4点報告します。

まず1点目、資料「報告1 国による紀伊山地の大規模災害対策における計画段階評価の実施について」、紀伊山地における直轄砂防事業の動向についての報告です。平成23年に紀伊半島大水害があり、本県内でも多くの大規模な深層崩壊が発生したわけです。平成24年度以降、紀伊山地砂防事務所が新たに設置をされ、6カ所で事業を推進していただいています。

しかしながら、この事務所についても、事業についても5年の期限つきとなっており、平成28年度が最終年度になっております。これまでも県では平成29年度以降の事業継続を国に対して要望してきたところです。11月2日、近畿地方整備局において、新しい事業について、有識者に意見を求める委員会が開催されたということでご報告するものです。

2ページに国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価という資料があります。平成24年度から正式導入をされたこのシステムですけれども、国土交通省が新規事業に着手する前に、2つのステップを踏むという制度が導入されています。第1のステップが今回報告する計画段階評価というステップ、そして次に新規事業採択時評価の2つ

のステップを踏んで新規事業が認められるという手順になっています。これは砂防事業に限らず、河川についても、道路についても、一定規模以上の事業についてはこういった2つのステップを事業化の前にすることになっています。

1 ページに記載とおり、第1のステップに向けた手続が行われたということです。その内容ですが、平成23年度の大規模災害以降、5年間、これまで事業が進められていますけれども、依然として土砂が河川に流出する状態が続いているという状況を踏まえ、1) 課題の把握に記載のとおり、一定の安全向上が見られるものの、土砂流出に伴う河床の上昇により土砂・洪水氾濫のおそれが依然としてこの紀伊半島に残っていると課題が整理されています。

こうした状況を踏まえ、3) 政策目標の明確化に記載のとおり、土砂・洪水氾濫、土石流による被害を軽減していく必要があるということです。そのための対策として、この委員会に報告されたのは、砂防堰堤を中心に整備をしていくといった内容です。砂防堰堤を中心に整備を進め、被害の防止・軽減を図っていく必要があると委員会へ報告がありました。

この委員会に際して、奈良県としての意見も求められています。知事の意見として、地域の切実な声を踏まえ、来年度から新たな事業に着手していただきたいという知事の意見も述べたところです。来年度新規事業に向けては、まだ第2のステップが残っていますけれども、ぜひこのような形で国土交通省において、引き続き措置がなされることを期待している状況であるというご報告です。

報告1は以上です。

次に、資料「報告2 近畿圏の高速道路を賢く使うための料金体系基本方針（案）と本県の対応（第二阪奈有料道路、南阪奈道路）について」、高速道路の料金関係の報告です。首都圏においては、今年度から高速道路を賢く使うための新たな料金制度がスタートしています。料金水準、車種区分を統一したり、起終点が同じならば、首都高速のルートを使っても、NEXCOのルートを使っても同じ料金になるという料金改定がことしの春から首都圏ではスタートをしています。そうした高速道路を賢く使うための料金の仕組みを近畿圏においても導入していこうと検討が進められています。

ことしの9月13日に国の社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会という委員会から基本方針が示されています。その内容ですけれども、近畿圏においては、均一料金と対距離料金の混在が顕著である、あるいはNEXCO西日本や阪神高速といった高速道

路会社に加えて、地方の道路公社も混在しているという課題を指摘しています。

こういった課題を踏まえて、近畿圏においては、管理主体の整理に特段な対応が必要とされ、具体的には地方道路公社の管理区間については、合理的、効率的な管理のため一元的な管理を検討すべき、あるいは近畿圏での新たな料金体系については、地域の意見を聴取しつつ、ロードマップを明らかにして導入を進めるべきといった形で、まだ基本方針の案という段階ですけれども、示されたところです。

本県としては、こうした基本方針案を踏まえ、今後、近畿自動車道、阪神高速東大阪線とネットワークを形成している第二阪奈有料道路、大阪府の公社と奈良県の公社の共同管理をしている有料道路ですけれども、これが移管の候補になってくると考えています。この第二阪奈有料道路については、今後、大阪府とも連携を図りながら、国土交通省と調整をしてまいりたいと考えています。

2つ目に、南阪奈有料道路を記載しています。これは、奈良県に直接は関係ませんが、大阪府の公社が管理をしている有料道路ですけれども、大阪府では、これを早期にNEXCO西日本に移管をしたいということで、今、調整を進めていると聞いています。今後、大阪府と国あるいはNEXCO西日本との調整状況の進捗を把握してまいりたいと考えているところです。

報告2については以上です。

続いて、資料「報告3 地方版図柄入りナンバープレートの導入に向けた取組について」です。この図柄入りのナンバープレートについては、9月の委員会の際にも説明したところですけれども、進捗がありましたので報告します。

資料には、制度の概要をおさらいということで要点を記載しています。交付地域の単位ですけれども、本県の場合は県内統一の奈良ナンバーということで、奈良県全体の図柄を提案するということになっています。

図柄の提案主体ですが、市町村が合意の上で共同提案するのが基本になるわけですけれども、本県の場合、奈良ナンバーで1つですので、市町村の同意があれば、県が提案することも可能になっています。

そして、図柄の数ですけれども、寄付金付きのナンバーを導入する場合には、寄付金付きと寄付金なしの2種類を提案することができます。寄付金付きのナンバーを導入しない場合は、寄付金なしの1種類のみということになります。このような制度概要ですけれども、先般の9月議会以降、10月時点で県内39市町村から県が提案に向けた手続を進め

ることで同意をいただきました。今後、県で、来年8月を目標として、国土交通省に対し図柄を提案できるよう手続を進めてまいりたいと考えています。

ナンバープレートの図柄については、公募の方式により取り組んでまいりたいと考えています。公募のための要領を定めたり、審査を行うための審査会を今後設置してまいりたいと考えています。審査会の構成としては行政、議会、有識者といった方々を考えています。人数的には10名程度になろうかと思えます。

このような形で、スケジュールにあるように、年が明けたら審査会を設置し、公募の方法等を検討し、2月には図柄を公募してまいりたいと考えています。できるだけ十分な期間を確保して公募したいと考えています。募集が終わりましたら、一定絞り込みを行い、5月ごろに県民の皆さんに改めて意見をいただき、8月に提案できるように図柄の絞り込みを進めてまいりたいと考えているところです。

図柄入りナンバープレートについては以上です。

最後、4点目ですけれども、片側交互通行が続いている国道168号の2カ所の今後の2車線復旧に向けた見通しについての報告です。

資料「報告4 一般国道168号（五條市西吉野町西野地内等）における法面崩落箇所への復旧工事について」の1ページ、五條市西吉野町西野地内の道路のり面崩落に対する対応です。この地点ですけれども、国道24号と国道168号の交差点である本陣交差点から16キロメートルほど中に入ったところです。十津川村役場の手前53キロメートルの地点ですけれども、4月14日に約4,000立方メートルという大規模なり面崩落が起こったところです。不安定土塊の除去やコンクリート吹きつけによる安定化を図り、6月22日に片側交互通行という形で交通開放したところです。70日間の通行どめになりました。

6月以降、資料のバーチャートにあるように、地質の調査、測量、工法の検討、設計を進め、記載の対策工法がまとまってまいりました。予算については9月補正でお認めいただいています。今後、来年になったら発注手続に着手し、3月中旬には工事に着手してまいりたいと考えています。天候等、支障なく順調に工事が進むと、平成30年3月末に2車線での交通開放をしてまいりたいと考えています。

資料の2ページ、もう1カ所、国道168号で崩落箇所がありました。五條市大塔町小代地内です。猿谷ダムのところです。4月22日に落石が発生し、防護柵等の設置をしたわけですけれども、5月16日にり面崩落が発生しました。5月19日に片側交互通行

による交通開放をしたところでは、5月以降、地質調査、測量、工法の検討、設計等を進め、記載の対策工法がまとまったわけです。こちらについても、対応の予算については9月補正でお認めをいただきました。こちらの工事は、11月21日に既に発注公告を終えています。2月初旬に工事を着手し、来年の年末、12月末に2車線による交通開放ができるよう、工事を進めてまいりたいと考えています。以上です。

○乾委員長 ただいまの報告またはその他事項も含めて、質疑があればご発言願います。

○大国委員 ことし2月24日の建設委員会でも質問しましたが、鉄道駅のバリアフリー事業、とりわけ、そのときはバリアフリー基本構想に絞って質問しました。特にきょうはバリアフリー化について、3,000人以上の乗降客の県内鉄道駅が64駅あると思うのですけれども、どのような状況であるかご答弁をお願いしたいと思います。

○折原県土マネジメント部次長（交通政策担当、地域交通課長事務取扱） 県内鉄道駅のバリアフリーの状況ですが、平均利用者数3,000人以上の鉄道駅について、全64駅のうち、平成27年度末時点で45駅について段差解消は行われている状況ですので、数字にすると70.3%の進捗率です。全国平均では、平成27年度末時点で86%ですので、それに比べると本県はおくれている状況にあると認識しております。

○大国委員 平成18年のバリアフリー新法によって、奈良県も1日当たりの3,000人以上の乗降客のある鉄道駅については平成32年までにバリアフリー化を実現することを目標に取り組んでいただいております。そういった中で、ご答弁がありましたけれども、3,000人以上の乗降客のある駅舎の中で45駅が進んでいると、70.3%ということで、全国平均に比べれば、そこまでいっていない状況でありました。

実は、12月5日に小紫生駒市長、岩崎平群町長とともに石井国土交通大臣に鉄道駅のバリアフリー化促進についての陳情に行ってまいりました。細かく大臣も聞いていただき、国も平成32年、もちろんこの法律に基づいて目指していることを含めて確認を両者したところでは、

けれども、残っている駅舎は、例えばエレベーター等をつけるにしても、つける位置が大変難しい。もう一つは、今回の陳情の中でもご説明がありましたが、エスカレーターはついているけれども、エスカレーターを取り払わないとエレベーターをつけることができないという、近畿日本鉄道株式会社の説明も含めてお話がありました。やっぱり住民の方々は、エスカレーターももちろん大事だし、エレベーターもつけてもらいたいのが願いで、この率を上げるためにどちらかを取り払うのは、いかがなものかという意見もその場

でありました。石井国土交通大臣もそうだというお話をされておりましたけれども、この数字の中には、利用者にとっては非常に使いにくいという部分もある駅もありますし、段差解消をしているという駅舎の中でも使いにくいところもあろうかと思えます。

そんな中で、この基本構想について、利用者の皆さんの意見も入れて計画をつくろうと、非常に重要な取り組みかと思っております。数字だけで判断するのではなく、そこに住んでおられる方の利用者のご意見をしっかりとその計画の中に反映し、点から面への展開をしていくことが非常に重要だと思えますが、その辺のところは市町村との温度差も、県との温度差もあるということです。こういった取り組みをしっかりと個別に今後進めていく必要があるのではないかと考えているところです。

もう1点は、10月16日に視覚障害者の方がホームから転落をされて亡くなられたという、またあってはならないことがありました。例えばこの転落防止のためのホームドア等の検討も国でもされていますけれども、国土交通省のデータを見ておりましたが、今、多分、奈良県内ではないと承知しておりますが、ホームドアについての県の見解、取り組む考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○折原県土マネジメント部次長（交通政策担当、地域交通課長事務取扱） まず1つ目で、鉄道駅のバリアフリー化について、委員のご指摘があったとおり、バリアフリー化が整備困難な駅も残ってくるだろうということですが、県としてもことし3月に策定した公共交通基本計画の中で平成32年度までに原則として100%やるという目標を掲げておりますので、その中でしっかりと取り組んでいきたいと。その段差の解消に当たっては、委員からもご指摘があったように、単にその基準を満たすためだけではなく、利用者利便の目線に立って、利用者利便が図られているかどうかを大事だということをしっかり踏まえながら進めていきたいと思っております。

ホームドアについては、委員がおっしゃったとおり、奈良県内ではホームドアを設置しているところはないと認識しております。ホームドアについては、国でも優先的にその整備すべき駅として、一つは、視覚障害者からの要望が高い駅、もう一つは利用者数の多い駅、特に利用者数10万人以上の駅について優先して整備していくというところがあります。県の基本計画の中では、ホームドアについては位置づけられていないところですが、こうした国の取り組み方針も踏まえて、整備の課題に当たっては、例えば技術的な車両扉が不一致している面やコスト面、ホームの補強工事が必要になるといったところで大きな課題があると認識はしております。その中でどういうことができるのか、しっかり検討し

ていきたいと思っております。

○**大国委員** さまざまな課題があるということですが、しっかりと一つ一つ前へ進めることが重要だと思いますので、困難な状況が現時点であったとしても、今後そういうことが解消されるように知恵を絞っていただいて、お願いしたいと思います。

先ほど申し上げた、例えば各市町村が鉄道事業者の皆さんと駅舎のバリアフリー化の協議をされ、計画が進むという段階になった場合、もう一度確認ですけれども、県の財源等をどのような形で捻出されるのか、お聞きしたいと思います。

○**折原県土マネジメント部次長（交通政策担当、地域交通課長事務取扱）** 県の補助制度ですけれども、基本的にバリアフリー化については、国と自治体と事業者が三位一体でやっていくことが重要で、それぞれ3分の1の負担が原則ですが、そのうち自治体負担が3分の1ですので、県は6分の1を補助をさせていただくと、残りの6分の1については地元の自治体で負担いただくというスキームを原則として進めているところです。

○**大国委員** 市町村からそういうご相談がもう既にいくらかあるとは思いますが、財源的にはいつでも捻出できるという状況なのでしょうか。

○**折原県土マネジメント部次長（交通政策担当、地域交通課長事務取扱）** 平成32年度までに整備をしっかりと進めるというもとの、まずはその事業者と地元の自治体でしっかりと整備内容について合意をいただくことが必要だと思っております。そういった合意ができて、県にその支援・補助の申請がありましたら、それについてはしっかりと対応したいと思っています。

○**大国委員** そういう段階になれば、平成32年と言えば、そんなに時間がないという感覚を持っておりますけれども、冒頭にも答弁がありましたが、奈良県内の駅舎については大変おくらしている状況ですので、しっかりとこういった点も含めてお願いしたいと思えます。

これは強い住民の願いでもありますし、また、私個人の話になりますけれども、昨年、松葉づえをついた時期がありました。そのときに思ったのは、外出するときに、どこの道を通して、どこの駅を通して、あそこは階段あったかな、なかったかな、段差がどうだったかなということを頭で先に考えて、大変だったらもうやめてしまおうということもありました。これから高齢社会が進んでいく中で、全ての方が社会に外出できるようにしていかなくてはならないと思えますし、昨年の体験を踏まえて、外出の機会をしっかりと確保するのも県の大きな責任ではないかと感じている次第です。

最後に、平成32年という大きな目標で進めていただいておりますが、県土マネジメント部長のご決意をお聞かせいただきたいと思います。

○加藤県土マネジメント部長 平成32年に向けた決意をということでお尋ねをいただいています。

県としてもしっかり取り組んでまいりたいと思いますけれども、ホームドアにしても幾つか課題があるということでした。その事業者含め、利用者、事業者、市町村そして県が、目的とするところをしっかりと一つにまとめていく過程が重要になってくると思います。予算はあるけれど中身が決まらないから、これはできませんということになってはいけませんので、関係する多様な方々としっかり連携を組んで実現できるように、県としてもできることをしっかり取り組んでまいりたいと考えています。以上です。

○大国委員 ありがとうございます。一覧表がホームページにも出ています。もちろん今、県土マネジメント部長がおっしゃったように、それぞれの立場でしっかりと平成32年に向かって協力してやっていく、当然、鉄道事業者の皆さんにも大きな責任があるわけですが、オール奈良でお願いしたい。この一覧を見ていると、奈良県が低いとか高いなどは見えるのですが、これはどういう問題があるかは出てこないのです。だから、そういったことも含めて、ぜひとも今のご決意を形にできますように期待を申し上げておきます。よろしくお願いします。

○太田委員 駅舎のバリアフリーの問題について、具体的なお話をしたいと思います。

先ほど大国委員からもお話がありましたけれども、駅舎のバリアフリー化は待ったなしの課題になっており、私が聞いているJR香芝駅はバリアフリー以前の問題で、駅のホームと電車との段差が30センチメートル以上あいているということで、旧来の国鉄時代を踏襲した駅舎となっております。ここも1日の利用者が3,000人以上で、先ほどもあったように、2020年までにバリアフリー化を進めることを目標にされております。

先ほど申し上げたように、ホームとこの電車の段差が30センチメートルもあり、足を踏み外す事故も発生しております。それから、跨線橋はエレベーターもないために、駅の利用をちゅうちょされる方もおられるということで、トイレも男女兼用で洋式もないと、こんなお話も聞いております。JR香芝駅のバリアフリー化の問題ですが、とりわけこのホームと駅との間で30センチメートルの段差がある状況について、県としてどのように対応されているのか、考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

○折原県土マネジメント部次長（交通政策担当、地域交通課長事務取扱） 委員がご指摘

のとおり、JR香芝駅は、平成27年のデータですが、1日の平均利用者数は3,186人で、3,000人を超えておりますので、先ほど申し上げたバリアフリー化の整備目標を踏まえ、平成32年度までに段差の解消を実現したいと考えています。

そのため、まずはその事業者であるJR西日本と香芝市の間で、こういった段差の解消をやるのかという整備内容等について、先ほどお話のあったエレベーターも含めて、整備内容について調整いただく必要があると考えていますけれども、そのとき委員からご指摘のあったプラットフォームと車両の段差の解消についても、きちんとその段差の解消の実現という観点から十分に配慮していきたいと。配慮しながら、その段差の解消について、全体としてパッケージで考えていただきたいと県としては考えています。

○太田委員 香芝市との間で、またJRとの間で、県との間で現在どのようなお話し合いになっているのか、その点についてもう一度お尋ねしたいと思います。

○折原県土マネジメント部次長（交通政策担当、地域交通課長事務取扱） 現状ですけれども、平成32年度までに、その段差の解消を含めたバリアフリー化を実現するという目標をまずは共有しているところであり、それに向けてこういったその整備内容、整備計画でやっていくのかについて、まずはその事業者、JR西日本と香芝市の間でよくその相談をしていただきたいと県としては申し上げている段階です。

○太田委員 先ほど、この事業を進めるに当たっては、財源としてJRが3分の1、国が3分の1、県と市で3分の1と、県の持ち分は6分の1とお聞きしております。ちょっと漏れ聞くところによると、県がこの6分の1まで出してくれるのかと、上限を設けるのではないかと、こんな心配があるのですけれども、先ほどのご答弁の中では6分の1、話し合いの中でしっかり合意が出た場合には出していただけるというお話でしたので、それはそういうことでよろしいでしょうか。

○折原県土マネジメント部次長（交通政策担当、地域交通課長事務取扱） 県として、その6分の1という補助制度が現状はありますが、委員からご指摘のあったとおり、補助制度の中に上限があり、そこは、現行の補助制度の中で県が出すその6分の1ということですが、整備内容では、その上限よりも超える部分が出てきますので、そういった部分については、今の補助制度ではお支払いはできないということです。あくまでも現行のその補助制度の中でということでしたら、そこは6分の1ということで、県としては負担できると、そういったことです。

○太田委員 上限6分の1という枠組みの中で対応していただけるということで確認をし

ておきたいと思います。

このJR香芝駅ですけれども、さきの議会でもいろいろ議論になり、バリアフリー化を求める署名も3,249筆集まっているということです。また、私も地元の話も聞かせていただき、また要望もしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、都市計画道路西九条佐保線の拡幅計画についてお尋ねします。この大安寺西、大宮地域において、JR関西線の高架化、それからJR新駅の設置、京奈和自動車道（仮称）奈良インターチェンジの設置など、そのうちの一つの取り組みとしてこの西九条佐保線があり、この拡幅計画の問題点ですけれども、既存の生活道路の機能が著しく損なわれると私は考えております。

例えば、なら100年会館やはぐくみセンター南側から関西スーパーを経て萬春堂を結ぶ三条添川大宮線のこの西行きの交差点、現在では4方向に行けますけれども、この道路ができましたら、車は左折しかできないことであったり、そのほかにも通学路となっている大宮小学校南側のお地藏さんの交差点がなくなってしまうとお聞きしております。既存の生活道路の交差点をなくすことによって、拡幅されたこのアクセス道路を利用する車は便利になりますけれども、一方で、この地元の住民にとっては、地域が東西に分断されて、利便性の喪失や地域コミュニティーの後退といったことが懸念されます。この既存の交差点をなくすのであれば、横断できる対策を打たなければならないと思いますけれども、その点についての見解をお伺いします。

○本村地域デザイン推進課長 都市計画道路西九条佐保線の整備に伴う交通の課題の解消ということですが、西九条佐保線の整備するエリアですけれども、幹線道路の渋滞によって住宅地内へ通過交通が流入しており、住環境の悪化や歩行者の交通事故懸念などの課題が生じているところです。京奈和自動車道大和北道路の整備にあわせて西九条佐保線の整備を行って、この地域の道路網が形成されれば、住宅地内の通過交通が排除され、快適な住環境が構築されるとともに、両側に幅の広い歩道を設置することで歩行者の安全性が向上すると考えております。この道路計画に関する地元のご意見に対しては、事業開始時から、自治連合会や地元対策委員会などを通じて事業説明を行い、ご理解やご協力を得られるように進めてきたところです。

委員がご指摘の西九条佐保線と生活道路との交差点における車両や歩行者の交通処理の観点ですけれども、こういったことについても、地元のご意見を踏まえ、警察とも協議を行いながら、地域の影響が最小限になるように対応を検討しているところです。今後も西

九条佐保線の整備を機会に、快適で安全かつ安心な地域となるように、地元とよく相談しながら事業を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○太田委員 私もここを実際に見ましたけれども、これまで普通にあった住宅街、生活道路として使っていたところが、これから4車線の道路ができるということですので、先ほども申し上げたように、地域の利便性やコミュニティーの部分での喪失が非常に心配されるということです。

これは地元がこういう道路をつかってほしいと言ってきたわけではなく、県で計画を進める中でこういう問題が起こっております。とりわけこの地域は高齢化なども進んでおります。そうした中で、例えば用地補償、買収の問題が出てくるかと思っておりますけれども、現在の状況についてお伺いしたいと思います。

○本村地域デザイン推進課長 西九条佐保線の現在の用地の進捗状況についてご質問がありました。

西九条佐保線は南北に長い道路ですが、北側の大宮道路から大森高畑線までの約500メートルの区間については、南側の区間よりも先行して事業認可を取得しているところですけれども、これまでに大宮地区で地元説明会を行ってきております。その後も地権者や隣接者との用地境界の立会作業を進めるとともに、公図混雑地や相続関係等のさまざまな課題がある中で、関係者との調整を鋭意進めてきたところです。このうちご協力いただければるところから建物調査に着手し、用地買収を進めているところです。

あわせて、南側のほうでは本年の7月に事業認可を取得したところですが、その後も速やかに大安寺地区や大安寺西地区において地元説明会を行い、現在、地権者や隣接者との用地境界の確定作業などを進めているところです。引き続き、全区間において境界確定作業を進めるとともに、ご協力いただける箇所から建物調査を行って、精力的に用地買収を進めていきたいと考えております。以上です。

○太田委員 この用地買収というのは、何件ぐらい対象になるのでしょうか。

○本村地域デザイン推進課長 手元にデータがないので、すぐにはお答えできませんが、市街地の中ですので相当数あります。以上です。

○太田委員 大体100件ぐらいはあろうかと思えます。こういった中で、先ほど申したように、昔ながらのこの地域ですので、そういった方々の中には、これから実際にまた新しい住みかを確保するまでに、本当に体がもつのかどうかと、体が弱ってしまうという心配もあります。こういった場合には、当然その状況に応じてお話し合いを持たれると考え

てよろしいでしょうか。

○本村地域デザイン推進課長 用地買収の進め方ですが、用地交渉に当たっては、工事計画に応じて、工事を早く着手するところから優先して行っていくのが基本ですけれども、委員がご指摘のように高齢の方もおられるということで、その用地買収がいつになるか気にされている方もいらっしゃると思います。こういった優先する区間以外でも、地権者から用地買収の希望があれば、随時ご相談に応じる形で用地交渉を行っているところです。以上です。

○太田委員 ぜひ、地元の思いを十分に尊重して進めていただきたいと思います。

最後に、河川の問題についてお伺いします。現在、大和川流域における総合治水に関する条例の制定を進められているところですが、到達すべき治水レベルを条例によってどういう効果が、どこまでこれまでの被害が軽減されるのかを皆さんにご理解いただけるものであってほしいと常々申し上げているところです。今、各都道府県などでこういった条例がつくられておりますけれども、到達すべきこの治水レベルを定めた条例もできているところです。奈良県としては現在どのようにお考えなのか、その点についてお伺いします。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） ご存じのように、大和川流域においては昭和57年8月から総合治水対策を進めておりますが、これは、当時に昭和57年8月の豪雨に対する大和川流域整備計画を大和川流域総合治水対策協議会、国と県と市町村から成る団体でつくって取り組んできたわけです。ところが、30年以上を経過し、防災調整池の設置を要しない小規模な開発の増加や市町村のための対策のおくれなど、いろいろな課題が出てきておるわけですが、それらを修復するといいますか、課題解決するという方向で、昭和57年8月豪雨を対象とした流域整備計画の目標を達成するための条例を考えております。具体的には条例の中にそういう目標を掲げませんが、当然、もともと立てた計画を達成するためにつくる条例でありますので、そのレベルはどれぐらいかと問われれば、昭和57年8月の豪雨に対することになると思います。以上です。

○太田委員 わかりました。ぜひそういう点も明記して進めていただきたいと思います。

それと、国で水防法の改正が行われ、これまでは大体50年に1度の大雨に対する浸水被害、こういった計画がされていたと思うのですが、この間、現在の想定を超えるこの浸水被害が多発することで、想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制等の充実・

強化が国で示されております。県ではこの水防法の改正に基づいてどのような取り組みが行われているのか、その点を最後にお伺いします。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） 委員がご指摘されたように、県も今後取り組む予定にしております。これは、平成27年の水防法の改正がきっかけになっておりますが、関東・東北豪雨を踏まえて、平成32年をめどに水防災意識社会を再構築するという施策を進められており、国管理の大和川、紀の川については平成28年5月に洪水浸水想定区域が公表されております。県管理については、中小河川なので、そのやり方について国でまとめるところに時間を要していました。平成28年3月にそれがまとまりました。それを受けて、県も取り組むこととしております。大和川水系と淀川水系、紀の川水系の3水系、この全ての下流が直轄管理になります。ここと整合を図りながら、今後順次行ってきたいと思います。その対象となるのは23河川あります、これは水位周知河川という河川です。

それで、今回この補正予算の中にも提案させていただき、平成28年度に着手するように考えております。大和川水系の18河川と紀の川水系の3河川、淀川水系の2河川について、国の水防災意識社会再構築ビジョンの目途でもある平成32年度に市町村がハザードマップをつくれるように、その1年前ぐらいを目標に取り組んでまいりたいと思います。

○清水委員 上下水道と河川課の2件を質問します。

まず上下水道ですが、今、各市町村では、その体制を、行財政改革の一環だと思っておりますが、上水道と下水道を一体的に管理をされている市町村が非常にふえてきていると思えます。そのような中で、ことしの1月、総務省から経営戦略の策定推進についてということと文書が出ております。水道事業及び下水道事業について、経営戦略を策定し、より合理的な運営をなささいという通知ですけれども、それぞれ水道局、下水道の当局において、どのように考えていかれるのかについて、まずお伺いします。

○郡水道局総務課長 奈良県の水道局の経営戦略についてお答えします。

委員がご指摘の経営戦略は、お述べのように、公営企業が将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として、国から策定が要請されているものです。総務省においては、平成28年度から平成30年度までの間に集中的に経営戦略の策定を推進し、平成32年度までには全国的に策定率100%を目指すことになっております。

奈良県においては、現在、県域全体の水道事業をスケールメリットを生かしてより効率

的なものとするため、さきの9月補正予算で認めていただいた県営水道と市町村水道の統合を含めた将来像の検討を行っているところです。経営戦略は、この検討内容を反映するとともに、県域水道ビジョンの改定とも整合を図りながら、県域全体の収支財源見通しと合わせて策定していきたいと考えております。

現在の取り組み状況としては、将来の水需要を踏まえ、まず、県営水道と市町村水道が統合する場合のパターンについて、庁内で検討を進めているところです。また、県営水道の送水管路については、これまでダウンサイジングの検討を行ってきましたが、統合を視野に市町村の管路を含め、県域全体でより効率的な計画とすべく、管路更新について、市町村との協議に着手したところです。これらの検討協議に合わせて、統合する場合の経営シミュレーションや統合による県営水道への影響などを検討し、これらを反映して経営戦略を策定していきたいと考えております。以上です。

○小西下水道課長 市町村の経営戦略についてお問い合わせがありました。

水道と同じように、平成32年度までに経営戦略の策定を要請されております。また、公営企業として、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みが求められます。そのため公営企業会計を適用して貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成を通じて、みずからの経営資産を適正に把握することが必要です。これも平成27年1月に総務省から通達が出ております。その中で、特に人口3万人以上の下水道事業に対して、遅くとも平成32年度までに公営企業会計の適用を要請されているところです。以上です。

○清水委員 人口要件で3万人という取り決めがありますが、県内に3万人以下の市町村も結構多いので、これは経営戦略、足並みを統一することからいいますと、全市町村が同じ工程表で進むべきだと考えるのですけれども、そのあたりをどういう形で今後展開されるのか、工程表についてお答えいただきたいと思います。

○小西下水道課長 現在、市町村が下水道事業を行っているのは県内30市町村ですけれども、公営企業会計の適用については次のとおりです。既に適用されているところが5市町あります。また、平成32年度までに適用予定が15市町村であり、既に固定資産調査などに着手された市町村もあります。残りの10町村のうち6町村が適用について検討されているところです。県としては、人口3万人未満の市町村も含め、研修や個別の相談対応、情報提供等の支援を行っております。今後もこれらの取り組みを通じて、下水道事業を行っている全ての市町村が適用に向け取り組まれるよう、強く働きかけてまいりたいと

考えています。以上です。

○清水委員 先立って下水道課から資料をいただいたのですが、ちょっと古い資料で、平成24年現在でのその投資額をお知らせいただきました。その表を見ると、奈良県と各市町村のトータルで1兆円以上の投資額がもう既に投下されている。その中でちょっと気になるのは、水洗化率が非常に悪い市町村もあり、投資している経費に見合った料金回収をするには、今後、水洗化率を向上して数量の確保をしていくことが大命題だと思います。

先ほど可決になりましたけれども、維持管理負担金、2年間据え置きということですが、水量が減ってくると維持管理負担金の収入が減るというパターンになってまいりますので、それに追いつくためには、水洗化を拡大して水量の確保をすることしか考えられないのかと思います。9月でしたか、そのときに申し上げましたけれども、投資額が非常に大きい下水道事業ですので、それを1円たりとも無駄にしないためには、さらなるその水洗化率の向上が必要だと思います。何とぞこれは県、市町村合わせて、必死になって取り組んでいただきたいと思いますので、意見として申し上げておきます。

もう1点、大和川総合治水対策についてですが、先ほど太田委員も述べられましたけれども、先立って委員長、一般質問でしていただきました。そのときに、現在の整備面積が51ヘクタール、11市町村でされたと伺いました。その際、田原本町で26ミリメートルの降雨で約3,600トンを出流抑制ができたというご回答があったと思います。

まず、この51ヘクタールの事業費額が幾ら投資されたのか、これを教えていただきたいのと、もう1点、ため池の貯留は奈良県の計画対策量は70万トンで、既に88万トンできております。一方、その市町村の計画対策量は、100万トンに対して42万トンしか確保ができていないと、58%が未達ということです。このため池整備が進まなかった主な原因について、お教えをいただきたいと思います。

以上2点、まずお願いします。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） 1点目の51ヘクタール分の事業費ですが、手元にデータがありませんので、後ほどということでお願ひします。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

市町村のため池の治水利用が進んでいないことですが、まず、ため池が減ってきていることと、あとは市町村の財政も昔ほどそんなによろしくないことが原因かと。と申しますのは、平成24年度に大和川流域総合治水対策協議会を開いたときに、こういう現実があるということで市町村に投げかけて、どういうことが原因かと問いかけると、今言ったよ

うなことが主な理由でした。

○清水委員 全てが池でというわけではないと思うのですが、先立っても知事からもご答弁いただきましたけれども、内水対策をそれぞれ流域別に実情に応じた対策をとっていくべきだというお話をいただいております。

一例ですけれども、ため池を田んぼダムにもし置きかえたとなると、58万トンをためるためには580ヘクタール、それだけの水田を田んぼダムにしないといけないという単純な数字になるわけです。ところが、流域別に見ると、その田んぼがある場所とそうでない場所、市街化が進んでいる場所とそうでない場所がありますので、その田んぼダムに全てを頼るわけにもなかなかいかないのかと思います。

一例ですけれど、新潟県は、平成14年からこの田んぼダムに着手されて、既に9,500ヘクタールが田んぼダムとして整備が完了してるという、そういう県もあります。何とか、この残る必要貯留量を確保しないと、先ほどの整備目標に対するその確立年のお話もありました。特に最下流にある北葛城郡、磯城郡、生駒郡の3つの郡部については常にその浸水を想定しながら対策をとっているわけですけれども、やっぱり奈良県全体で同じレベルで、上流域も下流域も同じようにその対策が必要だということを念頭に進めていたかないといけないと思います。

そんな中で、この田んぼダムを進めるに当たって、課題となるようなところについては、河川担当としてはどのように思っておられるのか、ご紹介いただきたいと思います。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） 水田貯留を進めるに当たっての課題ですが、やはり持ち主の方の了解を得なければならないということで、これを水田貯留したときに、何年かはこのまま、田んぼのままずっとやってくださいというところが課題になるのかと思います。

ただ一方、農業をやっていくということになれば、あぜもきっちりとしたものをこの事業でかさ上げしながらつくりますし、排水溝についても使いやすいものを設置するので、そういうメリットを説明して進めていくべきかと。その辺は農林部と連携してやっていきたいと思います。

○清水委員 おっしゃったように、個人の財産を使わせていただくという形で、今までの事業のやり方とは一歩違うところが、この田んぼダムの一番の大きな課題かと思います。

これは同様なのですが、農林部局は当然のことながら、その水田の確保。ところが、現在、毎年150ヘクタールとか170ヘクタールの耕作放棄がどんどん進んでいるとい

う状況にもあるわけですので、何とかその耕作放棄に至らないような方策、これは農林部局でやっていただかないといけないと思います。

それ以外に個人の資産を使うということが、一番のネックだと思いますので、これは地域政策全体として、例えばどういう補助が出せるのか、どういう援助ができるのかも県として考えていかないとだと思いますので、河川とぜひとも農林部局、それと財政部局も含めて一体的にご検討をいただきたいと思うのですけれど、その辺はいかがでしょうか。

もし、河川政策官が答えにくかったら、県土マネジメント部長。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） 大和川流域は、委員がご存じのように特殊な流域で、例えば上流の人は下流のためにとということで、みんなが協力し合っているとところがみそです。民間の開発においても、行政主導の中でほとんど防災調整池もつくっていただいているということなので、おっしゃったことについて、はい、検討しますとは軽々しく言えないので、申しわけありません。

○清水委員 なかなか河川政策官として、どこまで突っ込んだというのは非常に難しいかと思うのですが、先ほど話題にもなった大和川流域における総合治水に関する条例によって、規制は強化できると思うのですけれど、ところが、個人の方がどういう責任感を持って下流の市町村を助けていこうかと。この辺は、その期待をしても、個人の方の良識に委ねるのは、なかなか難しいような気がします。ですので、やっぱり制度として何らかの投げかけをする以上は、県として相応分の負担を税で返すのか、補助金で渡すのかはこれから検討していただくのかと思うのですけれども、いろいろなことを考えないと、先ほど財政的な問題でため池が進まなかったという答えをいただいているわけですから、田んぼ貯留も目標量として、例えば58万トン最低はやりますよとしないと、そこに到達するのが見えてこないわけです。

ですので、いろいろな形、補助も含めてですけれども、これはもう奈良県全体の中で知恵を絞っていただいて、今後のそのスケジュール、何年までにどれだけのボリュームを田んぼダムとして目標設定するのか、それに対して農林部局、河川部局、財政部局それぞれがどういう汗をかいていただくのかをご期待申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○川口（正）委員 図柄入りナンバープレートの問題、お互い興味があると思いますけれども、知らないのに知ったかぶりするわけにいきませんので、ちょっと教えてもらえたら。

資料「報告3 地方版図柄入りナンバープレート導入に向けた取組について」に記載さ

ている⑥寄付金を充てる事業の範囲の考え方の中に、あまり日ごろ使わない言葉が出てくるわけです。皆、知らないと思います。

自動車ユーザー等にひえきと読むのですか。読み方を知らないのです。この言葉と、用語の解説してもらいたい。裨益する事業であって云々とあるでしょう。だから、この用語の解説と読み方を教えてください。

それから⑤図柄の数で、寄付金付き図柄入りナンバープレート2種類と。1種類は寄付金なしと、1種類は寄付金付きと、こういう按分になるわけで、案分が2分の1なのかどうなのか、案分の引き方です。

そこで、この寄付金付き図柄入りという言葉と、これ広告という表現がないわけですがけれども、この違い。だから、寄附金というのは、金だけを出して、何のメリットもないという印象も持つわけですがけれども、そのメリットがないのに寄附金を出してくれるかどうかということなのです。そこら辺の寄附金という意味です、概念を知りたいと思うわけです。

それから、⑦寄付金の募集・配分で、国又は地方自治体以外の非営利の組織が寄付金の募集・配分を全国一元的・専門的に行うと記載されていますけれども、非営利の組織というのはNPOみたいな団体のことを言うのか。つまり、寄附金というのは、一体どれぐらい想定をして、求めようとしておられるのか、お集めになろうとしているのか、そこら辺の内容がどのように想定をされているか、こういった内容を知りたいなど。

それから、これは蛇足ですがけれども、この地方版つながりですから、奈良県は奈良という地名、地域名が1種類しか使えないということで、恐らく1世帯に1台以上は車があると思います。だから、これ全ての車なのかどうなのか、そこら辺もあわせて知っておきたいと思いますので、お教をいただきたい。お答えというよりもお教をいただきたいと思うのです。お互い関心事だと思しますので。

○木村道路環境課長 地方版図柄入りナンバープレートの制度についてのご質問でした。順不同になりますけれども、対象車種は②に記載のとおり自家用及び事業用の登録自動車、二輪を除く自家用の軽自動車を対象にしております。

図柄の寄付金付き図柄入りナンバープレートですがけれども、寄付金付きの図柄と寄付金なしの図柄、2種類を想定し、それ以外に現状の無地のナンバープレートで、3種類を想定しております。それぞれ何枚ぐらいを発行するかについて、現時点では、国も示されていません。今後、国土交通省でどれぐらいの数を設定するのかはお示しいただけると伺っ

ております。

あともう一つ、その寄附金の使途先、⑥に自動車ユーザー等に裨益するという難しい言葉を書いていますけれども、事業であって、単年度の支出で効果が発現するものということで、自動車ユーザーにとって役に立つような事業という意味です。具体的にはですね…

○川口（正）委員 裨益という言葉の意味、裨益ってどういうことね。ユーザー等に裨益する事業ということで、ユーザーはお客さんのことだと思うけれど。だから、もうちょっと解説してください、わかりやすいように。

○木村道路環境課長 自動車を利用されている方、所有されている方に役に立つ事業ということで、どういうものがあるかも含めて提案していただくということで、国のほうからのそういう制度になっています。

○川口（正）委員 役に立つというのは、ユーザーに役に立つという、例えばこういうこととかああいうこととかという例示をしてもらいたいわけです。

○木村道路環境課長 例示しますと、交通の円滑化ということで、公共交通の乗りかえや自動車の駐車場の整備などが考えられるということです。その提案する主体、市町村が主体になっていますけれども、その市町村から提案を受けて、国土交通省で審査することになっています。

○川口（正）委員 図柄といえばロゴマークみたいなものだろうと、私は勝手に思っているのです。

ただ、ユーザーが喜ぶような、例えば、こういうところには停車してもいいですよ、駐車してもいいですよというような、寄附をする事業所があるとするならば、その事業所にかかわって、その寄附金をいただきながら、何らかのメリットを与えるなど、ナンバープレートに寄附するということになれば、一体寄附者というのはどういうところからと。NPO、非営利団体というのは、大企業だったら、ひとつ寄附しようではないかと、そのかわりこういう形での事業所の大きな宣伝をしようではないかという、いろいろな絵の描き方があると思うのです。その辺がわからないのです、この寄附という意味が。

（「説明せよ」「改めて」と呼ぶ者あり）

いえいえ、ここで勉強会しようとは思っていないのですけれど。道路環境課長自身が説明しているけれど、私、頭、大分悪いのだと思います。あなたの説明がわからないというのは。県議会議員でこういう頭が悪いのって、皆さんに迷惑をかけるけれど。お互いに興

味のある話題だから、よいとか悪いとかの判断の前に興味のある話題だから、お互いがわかるような、わかりやすい解説をしてもらいたいと。道路環境課長よりも俺のほうがうまく説明できるというのなら、県土マネジメント部長が解説してくれてもよろしいです。

○乾委員長 道路環境課長、川口委員からも話がありましたけれど、なかなか口頭で説明しづらいと思います。この前、私に見せた他府県の何か参考になるような絵もありましたよね。

○木村道路環境課長 具体的には、既に原動機付自転車のナンバープレートで図柄が県内でも幾つかあります。それは市町村が発行しているのですが、例えば大和郡山市は金魚の図柄など、それぞれの市町村でPRできるような図柄を設定し、既にその図柄入りナンバープレートは、原動機付自転車については発行されております。そういったものを普通自動車にも設定していきましようということが今回の取り組みです。図柄については、そのご当地のナンバープレートの図柄を見て、どこの車かがわかるようなものが一番望ましいのかと考えております。

寄附金については、まだ具体的に国土交通省からどういったことでというのが示されておりませんので、今後、具体的なことについては、国土交通省の制度の中身を確認しながら進めていきたいと思っております。

非営利組織というものも、国で、実際には陸運事務所で寄附金も登録料も含めて徴収しますので、国のその団体で一括徴収をして、そこから実際にそれぞれの図柄のナンバープレートの市町村に対しての提案された事業に当てていくことになるかと国土交通省からは聞いております。以上です。

○川口（正）委員 申しわけないがわからない。短絡に言うと、どれぐらいの金額の寄附を求めているのだと。それで、これぐらいの寄附だったら、これは何万台のロゴマークとか、勝手に表現するのだけれど、マークを一つつけることには許可いたしましょうということになるのかも含めて、この案分の問題も含めて、いろいろもうちょっと理解できるようにしてください。うちは直接責任はありませんといっても、あなたが言っている回答がそういうことです、説明は。それなら国土交通省の人に来てもらえと、国土交通省の人が来て、わかる人に来てもらってくれと言いたくなるわけです。だけれど、きょうはこれぐらいにしておきます。

いずれにしても、私はさっぱりわからないです。理事者は全部わかっているのです、いや、俺が説明するということがあれば、来てもらったらよいので。

○乾委員長 わかりました。

(「もうきょうはこのぐらいにしておけ」と呼ぶ者あり)

○川口(正)委員 いや、委員長はわかったということらしいけど、私はわからない。

もう一つ。下水道課に、この間も下水道課長が来てくれたけれど、気合いを入れてやってもらいたいというのは、下水道も、上水道もそうですけれど、下水道も収入源を確保しなければならないということが大事。だから、登記をきちんとしなさいと。

だから、県営水道だけではないと思いますが、公共の水道がある市町村もあるわけだから、あるいは自家用の井戸水もあるわけです。いずれにしても、県民が、事業所がそれぞれどれぐらいの量の水を扱っているのか、使っているのかと。要は、県民用が、あるいはまた事業用がどうかということの、水道需要の数量と、下水道に排水をされる量が一体どうなっているのか、バランスがどうなっているのかということの登記をきちんと調べるべきだと思うわけです。

それから、事業所によって、事業所の職種によって、その汚水、排水の汚濁度が大分違う。違うけれども、それらについては、下水道のメーターを通る場合には、料金が同じなのかどうなのかも含めて、これは検討しなくてはいけない。あるところではあまり汚れていないけれども、下水道料が非常に高くと。あるところは濃度が、高い汚濁度、汚水になっていても、量が少ないから軽く済んでいるという形になっていないのかどうなのかも含めて、いずれにしても、まずは工業所です、工場等の事業所にかかわって、どれぐらいの実態かという登記をきちんとする、出すべきだと。県が毎年統計、100の指標からみた奈良県勢を出すでしょう。あそこには、これは出ていません、これは出ているのですか。そういう統計が大事だと。

いずれにしろ、例えばこの事業所には人がどれぐらい働いているか、出入りしているかということも含めて、水の使用量が変わってくるわけだから、そういったことも含めて、やっぱり調査をしながら啓発し、それぞれ真面目にまともに、つまり下水道メーターの通る排出をしていただいているところがあれば、たくさんあるとは思いますが、中には、それは知らなかったということで、横流しがあるかもしれない。それを調べろということにはなるかもしれないけれど、いずれにしても、県の上水道と下水道が連携をとりながら、県民生活も、生活文化をお互いが守らなければならない、やはりこの考え方、スタンスをお互いが持ち合わせるような、そういう県政の推進をなされるべきだと思うわけです。

もう答弁は要りませんが、次の段階で、いや、県はこういうことで下水道対策にか

かわっては、こういうことの、こういう展開でということのメニュー、プログラムを次回、会議に示してもらいたいと。一遍にできないと思うので。だけれど、いろいろなジャンルごとにいろいろ考える、あるいはまた、これをやろうと思ったら何年かかりますなど、そういうプランを持たないことには、業務にならない、仕事にならないと思いますので、問題提起を改めてしておきます。私の申し上げた内容、そんなにむちゃなことを言わないでくださいということになるのかどうか、県土マネジメント部長、教えてください。私が言っていることはむちゃかどうか。

○加藤県土マネジメント部長 ご指摘の点はもっともだと考えています。井戸水を使った水が流入していることについても、しっかり取り組むようにご指導、これまでもいただいておりますので、市町村と連携し、市町村の条例にしっかり位置づけていく等々の取り組みもしています。

また、雨天時の流入水という課題もあります。下水道については、さまざまにそういった課題があるところですが、しっかり全体メニューを把握し、これまでは、その水道の量に応じてその下水道の料金をいただくということでしたけれども、その下水の量を終末に最終的に何トン入ったというだけではなく、その途中途中の段階で、そこからどのぐらい入っているのかをしっかり把握して、それに応じて料金をいただくことも考えていかなければならないのかと考えておるところです。

そういった環境、ハード、ソフトあわせて、今後どう構築していくのかについてはしっかり取り組んでまいりたいと考えているところですので、なかなかすぐというところではありませんけれども、しっかり対応してまいりたいと考えています。よろしくどうぞお願いいたします。

○乾委員長 それでは、下水道課長、川口委員から言われたプランをしっかり示していただきたいと。そして、道路環境課長においては、ちょっと説明が、委員の皆さんがわかりづらいということでしたので、またもう一度いろいろな資料を持って、各自説明に行ってくださいよう、よろしく申し上げます。

ほかになれば、これをもちまして質疑を終わります。

次に、委員長報告についてであります。本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は、反対討論されますか。

○太田委員 はい、します。

○乾委員長 日本維新の会は、反対討論されますか。

○清水委員 はい、行います。

○乾委員長 では、議第93号中・当委員会所管分、議第99号中・当委員会所管分については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくをお願いします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、本委員会に出席していただいております武田建築課長が先日ご逝去されました。追悼の意を表し、黙祷をささげたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

それではご起立願います。

(全員起立)

黙祷。

お直りください。

それでは、これをもちまして委員会を終了いたします。